

第12次松江市交通安全計画 (R8～R12) 策定方針・スケジュール

交通安全計画とは

交通安全対策基本法第26条の規定により、国の交通安全基本計画及び島根県の交通安全計画に基づき定めるもの。

- 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 計画期間：5年

※R8.3.27 第12次交通安全基本計画（国）決定

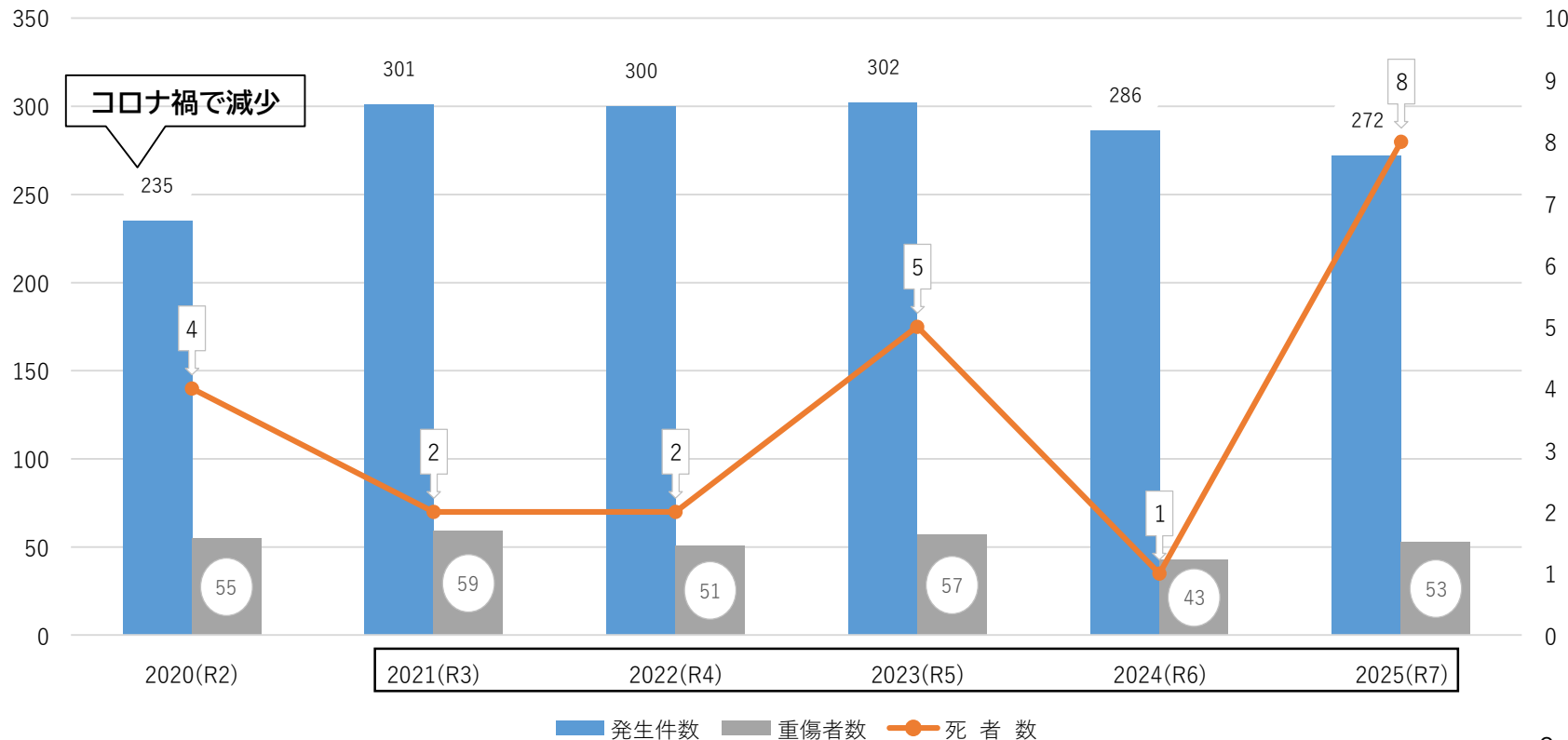
※R8.6.29 第12次島根県交通安全計画 決定

11次計画期間中（R3～R7）の交通事故発生状況

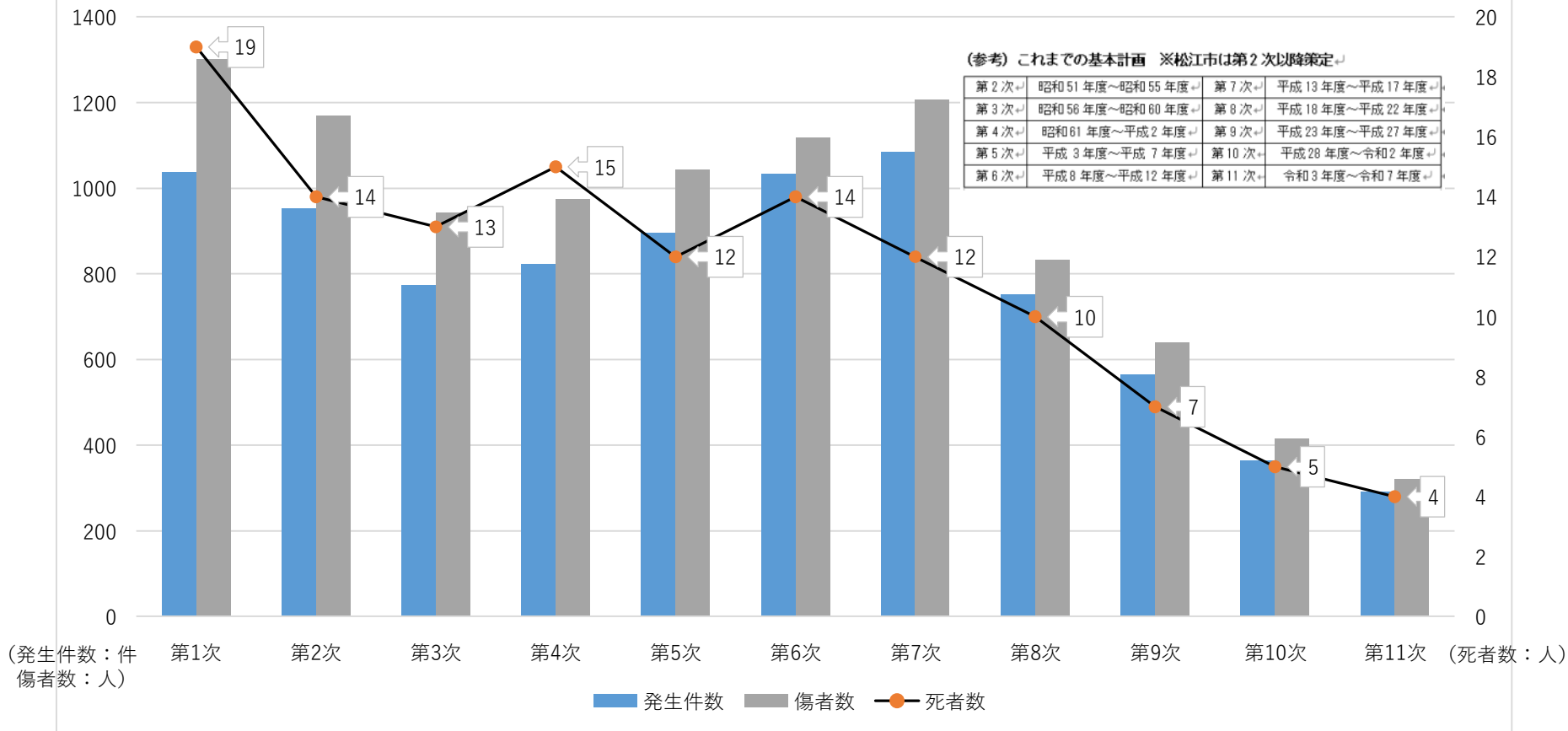
数値目標 発生件数180件以下 死者数3人以下 重傷者数35人以下

(発生件数：件
重傷者数：人)

(死者数：人)



計画期間中の平均値



策定方針（案）

【基本理念】

人命尊重の理念に立ち、高齢者、障がい者、こども等の交通弱者の安全を一層確保するため「人優先」の交通安全思想を基本とし、「日本一交通事故の少ない県都松江」を目指します。

【数値目標】

1 道路交通の安全における目標

- | | |
|------------|--------|
| ① 交通事故発生件数 | 140件以下 |
| ② 交通事故死者数 | 2人以下 |
| ③ 交通事故重傷者数 | 31人以下 |

※いずれも、高速道路等における件数・人数を含む。

松江市総合計画「MATSUE
DREAM 2030」の目標値

国の目標値の人口按分

2 踏切道における交通安全についての目標

- 踏切事故件数ゼロ

計画概要（項目）

第1 道路交通安全

- 1 道路交通環境の整備 ※以下項目、は県（案）の重点目標部分を主に記載
 - ・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ・交通安全施設等整備事業の推進、効果的な交通規制 等
- 2 交通安全思想の普及徹底
 - ・段階的かつ体系的な交通安全教育等の推進
 - ・交通安全に関する普及啓発活動の推進 等
- 3 安全運転の確保
 - ・高齢運転者対策の充実、安全運転管理の推進 等
- 4 車両の安全性の確保
 - ・自動車の検査及び点検整備の充実 等
- 5 道路交通秩序の維持
 - ・交通指導取締りの強化、暴走族等対策の強化 等
- 6 救助・救急活動の充実
 - ・救助・救急体制の整備、救急関係機関との協力関係の確保 等
- 7 被害者等支援の充実と推進
 - ・交通事故相談の充実、交通事故被害者支援の充実強化

第2 踏切道における交通の安全

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

スケジュール

- 7月（7日） 松江市交通安全対策会議
⇒ 策定方針の確認
- 8月 関係機関への意見照会
- 9月下旬～10月 パブリックコメント
- 12月 松江市交通安全対策会議
計画 決定